

次期都道府県社会的養育推進計画の策定にあたって

社会福祉法人全国社会福祉協議会

全国児童養護施設協議会 会長 桑原 教修

全国乳児福祉協議会 会長 平田 ルリ子

全国母子生活支援施設協議会 会長 荒井 恵一

1. 子どもの最善の利益を保障する養育・支援を実現する推進計画であること

- 子ども・子育て家庭をめぐる社会・経済環境は非常に厳しく、社会的養護を必要とする一人ひとりの子どもの課題は、深刻化・重篤化しています。
- 一方、現行の推進計画が現実的ではない数値目標を設定しているばかりに要保護の状況にある子どもへの公的機関の対応等には課題が散見されています。
 - ・ 「189」（児童相談所全国共通ダイヤル）での対応の限界（たらい回し）
 - ・ 適切とはいえないアセスメント等による里親委託先のドリフトの弊害
 - ・ 同一ケースにおいて繰り返される乳児院等への一時保護
- 次期推進計画の策定にあたっては、一人ひとりの子どもの心身の状態や有する課題に則した、真に必要な養育・支援を受けることができる目標・計画とする必要があります。

2. 必要な子ども・家庭に児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等の積極的な活用が図られる推進計画であること

- この間、児童養護施設等においては支援拠点としての入所機能の強化とともに、地域の実情に則して地域分散化や小規模グループケアを推進してきました。また、母子生活支援施設は、もとより母親と子どもが分離されることなく支援することのできる児童福祉施設です。
- 加えて、施設機能の多機能化・高機能化として一時保護（緊急対応、レスパイト等を含む）やショートステイ、里親支援、産前産後ケア、親子関係再構築支援、などの取り組みを地域の子ども・子育て家庭を対象として拡充してきました。
- さまざまに厳しい課題を有する子どもや子育て家庭を支えていくためには、こうした社会的養護関係施設が備える専門的な機能が十分に発揮され、市町村との連携・協働のもとに効果的、積極的な活用が促されるような計画とする必要があります。

3. 社会的養護を担う人材の確保、育成、定着に資する推進計画であること

- 社会的養護を必要とする子どもを適切に支援していくためには、専門性のある職員の配置の拡充、労働環境や処遇の抜本的な改善が必要不可欠です。
- 全国的に利用数や契約市町村が増加しているショートステイやレスパイトをはじめとする社会的養護関係施設の諸機能を 24 時間 365 日いかすことのできる職員配置、予算措置を促進するような計画とする必要があります。

- また、こども家庭ソーシャルワーカーの養成と活用も含め、社会的養護を担う人材の確保、育成に資する計画とする必要があります。